

答申第7号「個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について」

答申

オンライン結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項（条例第8条第2項関係）について

諮問された事項については、公益上の必要性があり、かつ、オンライン結合の基準に則し個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていることが認められます。

なお、オンライン結合による個人情報の提供を実施するに当たっては、業務に従事する職員等に対する十分な指導や研修を実施し、個人情報の適正な取扱いが徹底されることを要望します。

オンライン結合による提供制限の例外に関する事項（条例第8条第2項関係）

特定のものに対する提供

整理番号	システム等の名称 （所管課）	提供する個人情報の対象者の範囲	提供先	オンライン結合による提供制限の例外が必要な理由
1	教員免許管理システム	免許状授与者	都道府県教育委員会	<p>教員免許管理事務において、免許管理者による更新等の事務の際に、自都道府県教育委員会以外で授与された免許状の内容や失効状況の確認が可能となること等、事務の効率化を図るためには、全国で一元的なオンラインの利用が必要である。</p> <p>提供先は、都道府県教育委員会に限定されており、担当者の特定やパスワードの設定等適切な保護措置が講じられることとなっている。</p>

徳島県個人情報保護審査会審議経過

年 月 日	内 容
平成20年10月20日	諮 問 (オンライン結合による個人情報の提供制限の 例外に関する事項)
平成20年10月30日 (第22回審査会)	審 議
平成20年11月28日 (第23回審査会)	審 議